

(案)

## 答 申 書

し尿及び浄化槽汚泥の収集処理手数料のあり方について

令和 7 年 (2025) 1 1 月 日

出 雲 市 環 境 審 議 会

## 【目 次】

1. はじめに	4
2. し尿及び浄化槽汚泥の処理の現状と課題	4
3. 収集手数料について	5
4. 処理手数料について	6
5. おわりに	6

## 付属資料

出雲市環境審議会委員名簿	7
審議経過	8
諮詢書（写）	9

令和7年(2025)11月 日

出雲市長 飯塚俊之 様

出雲市環境審議会  
会長 森本直知

## し尿及び浄化槽汚泥の収集処理手数料のあり方について（答申）

令和7年(2025)7月14日付け、環施第148号で諮問されたことについて、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1. 収集手数料について

##### (1) 基本手数料

現在、旧市町ごとに設定されている料金を統一することが望ましい。

改定率は、前回改定された平成12年以降の最低賃金及び物価等の変動を適正に反映し、現行の出雲地域の料金を基準に150%相当とすることが適当である。

##### (2) 割増手数料

昭和40年代に設定された考え方であり、道路事情も大きく改善されている状況をふまえ、廃止することが適当である。

##### (3) 最低手数料

現行どおりとすることが適当である。

#### 2. 処理手数料について

平成27年3月の出雲市環境審議会答申のとおり、し尿等処理施設の維持管理経費に占める受益者負担の割合が2割を下回らない程度に見直すことが適当である。

#### 3. 附帯意見

市民にとって急激な負担増とならないよう激変緩和を図るため、段階的な改定が望ましいと考える。なお、収集運搬許可業者の速やかな安定的収入確保にも配慮し、2年以内で、2段階の改定が適当である。

また、今後は、社会情勢の変化やし尿及び浄化槽汚泥の搬入量、収集運搬や処理経費などの動向を注視し、収集手数料、処理手数料とともに、5年に1回程度は、見直しの検討を行うこととされたい。

答申にあたって

## 1. はじめに

出雲市環境審議会は、令和7年7月14日、出雲市長から「し尿及び浄化槽汚泥の収集処理手数料のあり方について」諮問を受け、以降4回の会議を開催し、し尿及び浄化槽汚泥量や処理の現状を踏まえつつ、慎重に審議を重ね、ここに答申をまとめた。

収集手数料については、平成12年4月以来、25年にわたり見直しが行われていない。一方、処理手数料については、平成28年4月の改定から9年が経過している。

この間、平成16年には、旧出雲市外6市町広域事務組合により、し尿等処理施設が移転、新築され、現在の出雲環境センターとなった。また、平成17年3月に2市4町の合併、平成23年10月に斐川町との合併を経て現在の出雲市に至っている。

こうした状況の中、収集手数料については、25年間の最低賃金の上昇、燃料費や物価の高騰等の社会変動、処理手数料については、出雲環境センターの維持管理経費に対する手数料収入の割合が低下している現状を踏まえ、いずれの手数料も引き上げる方向で改定すべきとの結論に至った。

現状の課題や審議結果の詳細については、以下に記すとおりである。

## 2. し尿及び浄化槽汚泥の処理の現状と課題

出雲市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処分は、収集運搬を市の許可を受けた収集運搬許可業者が行い、最終処理を市が出雲環境センターで行っている。

出雲環境センター（平成15年度までは旧出雲衛生処理場）へのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は、年々減少している。平成12年度の総搬入量は66,409 kℓで、その内訳は、し尿が40,883 kℓ、浄化槽汚泥が25,526 kℓであった。令和6年度の総搬入量は54,691 kℓで、その内訳は、し尿が10,078 kℓ、浄化槽汚泥が44,613 kℓとなり、総搬入量は右肩下がり、し尿と浄化槽汚泥の比率は逆転している。

これは中山間地域の人口減少や、公共下水道、集落排水施設及び合併浄化槽の普及拡大が要因と考えられ、今後も総搬入量は、微減傾向と見込まれる。

収集手数料については、平成12年の改定を最後に、見直しが行われていない。また、料金設定についても昭和40年代から変更がなく、基本手数料が地域（旧市町）ごとで定められており、また、当時の道路事情を考慮し、割増手数料が設けられている。

令和7年5月21日には、収集運搬許可業者で構成する島根県中央環境整備協同組合から、市に対し、昨今の人件費の上昇や、燃料費の高騰、特殊車両の整備費増など、経費増加の状況を踏まえ、収集手数料改定について「要望書」が提出された。

島根県最低賃金は、前回改定を検討した平成11年が598円、今回検討の

参考とする令和6年は962円で、上昇率は160.9%である。同様に、軽油価格は、1ℓ当たり77円が、158.9円となり、上昇率は206.3%、消費者物価指数は、97.97ポイントが、108.48ポイントとなり、上昇率は110.7%である。

また、国においても令和6年9月30日に一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について通知が出されている。

こうしたことから、収集手数料については、最低賃金や燃料価格、消費者物価指数の動向を適切に料金に反映させるとともに、市町合併の社会変動を踏まえ料金設定についても見直しを図る必要がある。

処理手数料については、平成27年3月の出雲市環境審議会の答申において、「維持管理経費に占める受益者負担割合が2割を下回らない程度にする。」としている。

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う出雲環境センターは、平成16年4月の稼働開始から20年余りが経過し、機器設備の更新等の必要性から、令和元年度以降、設備延命化等の経費が増加している。前述の答申を受けて、平成28年4月に改定した処理手数料の受益者負担率は、平成29年度には19.1%まで増加したもの、それ以降は右肩下がりで、令和6年度には12.54%となっている。

### 3. 収集手数料について

現在の料金設定は、基本手数料と割増手数料で構成され、基本手数料は、旧市町ごとに、処理場（旧：出雲衛生処理場、現：出雲環境センター）から旧市役所・役場までの距離に応じて料金が設定されている。また、割増手数料は、旧市役所・役場から6km以上の場合、くみ取り車両の往来が困難な場合、またはホース延長が必要な場合に、それぞれ割増算が設定されている。

基本手数料については、現在、県内他市で、旧市町別の料金を設けている自治体は、出雲市のほか安来市（令和9年度統一予定）のみである。出雲市も合併から20年が経過し、市内どの地域においても同一料金でサービスを受けることができるよう、旧市町ごとに設定されている料金は、統一することが望ましいと考える。

割増手数料については、この間、道路事情は大きく改善していること、また、前述の料金統一の考え方も踏まえ、廃止することが適当である。

次に、基本手数料の改定率については、前回、平成12年度に改定して以降の25年間の最低賃金、物価等の社会変動を考慮する必要があると考える。

また、島根県中央環境整備協同組合は、当該業務に係る基本手数料の原価計算に基づき、出雲地域の場合、改定率163.4%となる255円（180当たり）を要望されている。

客観的な指標となる最低賃金、軽油価格、物価変動を考慮すると、島根県中

央環境整備協同組合で行った当該業務の原価計算は概ね妥当と考えられるが、本審議会において、原価計算を精査したところ、基本手数料の改定率は、150%が適当と考える。なお、出雲市では、令和8年4月からの施設使用料の見直しにあたり、市民負担を考慮し、150%相当を改定の上限としていることも、参考とした。

#### 4. 処理手数料について

現在の料金は、平成27年3月の出雲市環境審議会の答申における「維持管理経費に占める受益者負担割合が2割を下回らない程度にすることが望ましい。」とする考え方を基本に、平成28年4月に改定された。今回の見直しについても、この答申に基づき検討を行った。

前述のとおり、出雲環境センターのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は、減少傾向にあり、今後も同様の傾向が見込まれる。一方で、出雲環境センターの維持管理経費は、設備の延命化工事等の経費が必要となるなど増加している。

令和7年度から15年度の推計は、搬入量は年平均52,420kℓ、維持管理経費は同じく420,435千円であり、現行の処理手数料180円当たり19.8円で試算した場合、受益者負担率が13.7%となる。このため、受益者負担率を2割程度となるよう、手数料を引き上げる必要がある。

なお、施設の管理、運営にあたっては、今後も維持管理経費の抑制に努めながら、適切な処理を実施しなければならないことは言うまでもない。

#### 5. おわりに

し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理手数料については、本答申に基づき、改定する必要があると考えるが、市民生活に直結するものであることに配慮し、市民にとって急激な負担増とならないように、段階的な改定とするよう激変緩和を図ることが必要である。

一方で、収集運搬許可業者の速やかな安定的収入確保の面を考慮すると、2年以内で、2段階の改定とすることが相応しいと考える。

また、収集手数料は、長年にわたり見直しが行われてこなかったが、今後は、様々な社会情勢の変化や出雲環境センターへのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量、収集運搬や処理に係る経費などの動向を見極めながら、収集手数料、処理手数料ともに、5年に1回程度は、見直しの検討を行うことが望ましいと考える。

## 出雲市環境審議会 委員名簿

委員任期：令和6年(2024)8月1日～令和8年(2026)7月31日

		氏名	所属・役職等
1	会長	森本直知	(一財)大社湾漁業振興基金 専務理事
2	副会長	豊田知世	島根県立大学地域政策学部 教授
3	委員	青山博之	漁業協同組合 JFしまね 大社支所長
4	委員	今岡真治	出雲市議会環境経済委員会 委員長
5	委員	岩崎知久	NPO法人しまね体験活動支援センター 事務局長
6	委員	小田美紀子	島根県立大学看護栄養学部 教授
7	委員	織田雅浩	出雲保健所環境衛生部環境保全課 調整監(兼環境保全課長)
8	委員	川上哲哉	中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター 所長
9	委員	坂本満	島根県農業協同組合出雲地区本部 常務理事本部長
10	委員	新宮美華	島根県建築士会出雲支部女性部 部長
11	委員	竹下達己	出雲市コミュニティセンター長会 理事 (窪田コミュニティセンター長)
12	委員	多野美和	協同組合島根県鐵工会 専務理事
13	委員	新田良一	出雲市環境保全連合会 会長
14	委員	林恒美	国際ソロプチミスト出雲 会員
15	委員	福田実	出雲市議会環境経済委員会 副委員長
16	委員	松本新吾	出雲商工会議所 専務理事
17	委員	松本洋子	(公財)しまね自然と環境財団松江事務所 所長 島根県地球温暖化防止活動推進センター センター長
18	委員	山崎文幸	出雲地区森林組合 代表理事組合長

## 審議経過

区分	開催日及び会場	審議内容
第1回	令和7年7月14日 出雲市役所 議会委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【諮問】し尿及び浄化槽汚泥の収集処理手数料のあり方について</li> <li>・し尿等収集処理手数料見直しの検討に至る経緯</li> <li>・し尿等の処理の概要</li> <li>・し尿等の搬入量及び処理経費の状況</li> <li>・現行のし尿等収集処理手数料（基本手数料）</li> <li>・し尿等収集処理手数料の改定経過</li> <li>・他市の状況</li> </ul>
第2回	令和7年8月20日 出雲市役所 議会全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集手数料の検討について</li> <li>・処理手数料の検討について</li> <li>・収集・処理手数料の改定（案）について</li> </ul>
第3回	令和7年10月2日 出雲市役所 議会委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集手数料の割増手数料について</li> <li>・段階的な改定について</li> <li>・定期的な見直しについて</li> <li>・最低手数料について</li> <li>・答申の骨子について</li> </ul>
第4回	令和7年11月5日 出雲市役所 くにびき大ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書（案）について</li> </ul>

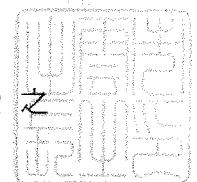


諮詢文書

環施第 148 号  
令和7年(2025)7月14日

出雲市環境審議会  
会長 森本直知 様

出雲市長 飯塚俊之



### 諮詢書

し尿等収集手数料については、平成12年4月の改定以降25年が経過しています。

また、し尿等の収集運搬業者で構成する島根県中央環境整備協同組合からは、昨今の燃料費や人件費の高騰、特殊車両の整備費増など、経費増加の状況を踏まえ、令和7年5月21日付で、収集手数料改定の「要望書」が市に提出されたところです。

し尿等処理手数料については、平成28年4月の改定以降9年が経過しており、この間、し尿及び浄化槽汚泥の出雲環境センターへの搬入量は減少する一方、処理にかかる経費は増加している状況にあります。

そこで、本市の将来見通しを踏まえ、適正な費用負担のあり方について、多方面からご意見をいただきたく、出雲市環境条例第19条第1項の規定により、下記の事項について諮詢します。

記

### し尿及び浄化槽汚泥の収集処理手数料のあり方について